

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年7月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成22年3月12日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ハローズ高松春日店（南側敷地） 高松市春日町893番1ほか
 - ・ハローズ高松春日店（北側敷地） 高松市春日町1075番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
地元住民(1名)
 - (2) 意見の概要
 - ア 開店日以降、1週間程度のみ交通整理のガードマンを配置すると聞いているが、日中の児童が通学する時間帯は、継続的にガードマンの配置を要望
【理由】
店舗間の市道高松春日線は古高松南小学校の通学路となっている。当該市道は歩道が設置されておらず、路側帯も狭く、新田町方面（店舗東方）からの通勤者が抜け道として利用しており、交通が錯綜している。届出上は当該市道を来店経路として設定していないが、机上の空論と考え、新田町方面からの来店者は当然、当該市道を利用すると考える。木太町にはマルヨシセンターがあるが、営業時間中は常時ガードマンを配置し、交通整理を実施している。当該店舗前は木太北部小学校、木太北部幼稚園の通学路となっていることから、本届出店舗においても同様の対応を望む。
 - イ 開店日以降、市道新田春日線東方の新川土手沿い交差点（香東電気西側の橋、西詰）においてガードマンを配置し、「ハローズ来客者は迂回願います」とのプラカードの掲示により、新田春日線への流入車両の抑制を要望
【理由】
説明会では店内掲示により、来店者に対する来店経路の指導を行うとのことであったが、店内掲示に従うとは思えず、新田町方面からの来店者の抑制をガードマンによりアピールすることを要望するもの。
 - ウ （高松市役所の担当となるかもしれないが）市道新田春日線に対する道路改良要望
 - ・歩道設置
 - ・歩道が無理ならば、縁石による児童と車の分離
 - ・縁石が無理ならば、赤色のポール（道路の中央に設置されているもの）による分離
 - ・ポールが無理ならば、路側帯の拡幅とカラー化（緑色のペイント）
【理由】
ハローズの出店にかかわらず、通勤車両と児童との交錯が散見されており、道路改良の要望をするもの。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成22年7月23日（金曜日）から同年8月23日（月曜日）まで